

仕 様 書

I 委託業務の概要

1 業務名称

発寒清掃工場高圧コンデンサ室内壁改修業務

2 業務目的

本業務は、経年劣化に起因する高圧コンデンサヤード内壁のグラスウールおよび押さえ金物の落下を未然に防ぎ、事故を防止することを目的として実施するものである。

3 履行期間

着手日から令和8年7月31日まで

4 履行場所

札幌市西区発寒15条14丁目1-1 発寒清掃工場

5 業務内容

図4「展開図、展開全体図」に示す内壁のグラスウール、押さえ金物類の撤去及び新設を行う。（施工面積：約125㎡）

II 一般事項

1 提出図書

- (1) 業務着手届：1部
- (2) 業務責任者指定通知書：1部
- (3) 業務日程表：1部
- (4) 業務報告書：1部
- (5) 業務記録写真：1部
各工程の施工前、施工中、施工後を撮影し提出すること。
- (6) 業務完了届：1部
- (7) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（E票またはこれに準ずるもの）
：1部

2 適用法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、電気事業法、労働安全衛生法などの関係法令に基づいて業務を行うこと。

3 再委託について

- (1) 受託者が本業務を再委託する場合は、事前に再委託承諾願を提出し、委託者の承諾を得ること。
- (2) 受託者は、次に掲げる事項を再委託することはできない。

ア 総合的な業務履行計画の策定及び進捗管理

イ 整備手法の決定及び技術的判断

4 業務履行条件

- (1) 高圧コンデンサ室内での実作業（足場組立、壁面改修作業等）は、工場の設備停止期間である令和8年6月5日から令和8年6月24日までの間に行うこと。ただし、資材の搬入については、施設管理担当者と協議のうえ、6月5日より前に実施することができるものとする。

なお、焼却炉の降温作業は6月3日から開始となるが、室内温度が作業可能な程度まで低下し、安全に入室して作業が開始できるのは6月5日の見込みとなるため、工程管理に留意すること。

- (2) 作業時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。

なお、本業務は実作業期間が限られているため、休日（土曜・日曜等）における作業を認めるものとする。休日および上記時間外に作業を行う場合は、事前に施設管理担当者と協議し、承諾を得ること。

- (3) 令和8年6月13日および14日は、工場内の停電作業に伴い、照明やコンセント等の電気設備が使用できない。当該期間に作業を行う場合は、受託者の責任において必要な仮設電源や照明器具（バッテリー式等）を自ら準備するなど、適切に対応すること。

5 安全衛生管理

- (1) 業務責任者は安全教育に努め、作業環境（換気、騒音防止、照明確保等）を良好に保つこと。
- (2) 火気使用はあらかじめ承諾を得ること。
- (3) 工場敷地内（車両内含む）は全面禁煙とする。
- (4) 既存物件を損傷・汚染した場合は速やかに報告し、受託者の責任において現状復旧すること。

6 発生材等の処理

- (1) 本業務において発生した産業廃棄物（グラスウール等のガラスくず等、ブルーシート等の廃プラスチック類、コンパネ等の木くず）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとする関係法令を遵守し、受託者の責任と負担において適正に運搬および処分を行うこと。
- (2) 前項の規定にかかわらず、撤去した既存の金属くず等については、施設管理担当者が指定する工場内の保管場所まで確実に運搬し、整理して集積すること。

III 特記事項

1 環境負荷の低減

- (1) 札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 環境に配慮した資機材の使用、節約、アイドリングストップ、廃棄物の減量・リサイクルを徹底すること。

2 その他

- (1) 図面及び業務仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「令和7年度版公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」に適合するよう努めること
- (2) 本仕様書に明記のない事項については、施設管理担当者と協議して決定する。
- (3) 疑義の発生についても前号と同様とする。